

平成 2 8 年度
第 1 2 回高松市農業委員会農地部会
議 事 録

平成 2 9 年 3 月 1 0 日開会

高松市農業委員会

平成28年度第12回高松市農業委員会農地部会議事録

開催日時 平成29年3月10日（金）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 18人

- 1番 高砂 清一（農地部会長）
- 2番 片山 久男
- 3番 田井 天久
- 4番 上砂 正義
- 5番 三笠 輝彦（会長）
- 7番 妻鹿 常男
- 8番 小山 智
- 9番 横井 豊
- 10番 森口 憲司
- 11番 能祖 壽一（会長職務代理者）
- 12番 河北 初雄
- 13番 富本 正樹
- 14番 妹尾 嘉起
- 15番 湊 敏好
- 16番 原田 和幸
- 17番 久保 宣仁
- 18番 森西 征二
- 20番 谷口 勝幸（農地部会長職務代理者）

欠席委員 2人

- 6番 木村 保夫
- 19番 藤原 正雄

農業委員会事務局等出席者

事務局 長	
兼農政課 長	川西 好春
農政課 長 補佐	
兼農政管理係 長	大井 昌和
農地係 長	多田 利浩
主 査	森 亮介
主 任 主 事	稲井 稔
主 任 主 事	寺井 康弘
農林水産課	
主 査	寺川 康裕

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可の取消願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計
画変更申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第10号 競売買受適格証明願について

議案第11号 農地改良に係る届出について

議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第13号 農地の地目認定について

議案第14号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第15号 農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

報 告 1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

報 告 2 「これからの香川の米を考える」研修会について

議 長(農地部会長) ただ今から平成28年度第12回高松市農業委員会農地部会を開会いたします。

現在の出席委員は20人中16人で、部会は成立しております。欠席委員は、木村委員、藤原委員です。また、三笠委員、妻鹿委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

まず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は16番原田委員及び4番上砂委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページを御覧ください。

1番は、一部の農地を転用し、残りの農地を自ら耕作するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権2番のとおりです。

2番は、借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

3番も、借人が労力不足のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、近日中に農地を転用するため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

5番と6番は、農地を転用するため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権47番のとおりです。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

1番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請賃借権4番のとおりです。

2番は、一部の農地を利用権設定で賃貸し、残りの農地を自ら耕作するため返還を受けたものです。

3番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

4番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第

5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 16 番のとおりです。

5 番は、貸人が別の農家へ利用権設定するため返還を受けたものです。

6 番と 7 番は、借人へ譲り渡すために返還を受けたものです。譲渡の内容については、農地法第 3 条第 1 項による許可申請所有権 7 番のとおりです。

3 ページを御覧ください。8 番と 9 番は、貸人が法人に利用権設定するために返還を受けたものです。

以上、議案第 1 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 6 件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について 9 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 1 号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書 4 ページを御覧ください。

平成 23 年 9 月 30 日付けで農家住宅用地として転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により許可の取消願があったもので、申請地は農地として利用するものです。

以上、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願について 1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願については承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して原田委員より説明をお願いいたします。

原田委員 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

今回の特別現地調査委員は、高砂部会長を始め上砂委員、小山委員と私の 4 名で昨日の

9日に現地調査を実施しました。

それでは、別紙の第4条特別議案書を御覧ください。

1番の申請地は、高松大学北東300メートルに在り、2階建2棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近接し交通の利便性が良く、周辺には学校・病院や各種商業店舗等があり、また、分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立古高松南小学校南東1.5キロメートルに在り、発電出力148.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを728枚、28基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、所有農地のうち、中山間地域内に在り、自宅から遠く通作不便な土地で、自身が設置した既存の太陽光発電施設に隣接していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、平成26年4月14日付けで再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも28年7月6日に受付けされ、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者のうち、連絡の取れない1名を除き、同意を得ており、また、被害防除に関して転用者の確約書が添付されるなど、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が874平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立檀紙小学校東700メートルに在り、2階建3棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近く、高松市道にも面し交通の利便性が良く、沿線には学校、病院があり、また、周辺は分譲住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案3件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよう

でありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、平屋建5棟の貸倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、宅地・進入路拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため拡張したものと、自宅への進入路が狭く車両の通行が困難であるため進入路を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年3月に一部造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が233.55平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の増加により住宅が手狭になり、また、農業用機械等を収納する納屋が不足していたため拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年9月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が495.73平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、平屋建1棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理

由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパス及び高松中央インターチェンジに近接し交通の利便性が良く、周辺には保育所、幼稚園等の教育施設があり、また、分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地介在田が240平方メートル有ります。

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地が手狭になったため同時に5条申請中である隣接地の分筆残地を利用して宅地を拡張するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が765.43平方メートル有ります。

9番は、共同住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、共同住宅用地の擁壁部分として拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成24年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,328.87平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農業用機械等を収納する納屋建築のため拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和62年6月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が592平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6ページを御覧ください。

11番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の増加により住宅が手狭になり拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地

区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和52年6月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が314.86平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請者が隣接地で所有する共同住宅利用者の駐車場が不足し路上駐車が増加しているため解消するものです。共同住宅の入居者より駐車場の借入申込みも提出されており、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、周辺農地の排水に必要な農業用施設であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和20年ごろに設置済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道檀紙・鶴市線に近接し交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域で入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請2番に関連しています。

16番は、駐車場不足から露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅の進入路隣接地であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和57年ごろに造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを288枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠距離に在り耕作が不便であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年12月8日に受付けられ転用の確実性が認め

られ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

18番も、発電出力29.7キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを165枚、2基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠距離にあり形状が悪く耕作が不便であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年2月5日に受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを252枚、6基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅に隣接し維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年10月21日に受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

20番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.94平方メートルを252枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠距離にあり耕作が不便であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年11月17日に受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを280枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠距離にあり耕作が不便であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年12月12日に受付けされ転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7ページを御覧ください。

22番も、発電出力19.8キロワット、パネル1枚の面積約1.32平方メートルを105枚、3基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠距離にあり、また、小面積で形状が悪く耕作が不便であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成29年2月16日に受付けられ転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番も、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを200枚、7基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請者は県外に居住しており耕作ができない状態であり、また、形状が悪く耕作が不便であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力への系統連系の申込みも平成28年7月5日に受付けられ転用の現実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について20件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

－三笠委員、妻鹿委員入室－

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。――御発言が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番は、平成26年3月26日付けで倉庫平屋建て1棟と露天駐車場用地として許可を得て工事を進めていましたが、事務量の増大により大量の資料等を保管する必要があることから、倉庫兼事務所2階建1棟及び駐輪場平屋建1棟に変更するものです。

2番は、昭和46年2月27日付けで住宅平屋建て1棟として許可を得ていましたが、転勤により建築ができずにいましたが、この度、生活収入を得る必要から共同住宅2階建て1棟を建築するため変更申すものです。農地法第4条第1項の規定による許可申請15番に関連しています。

3番は、平成28年7月29日付けで貸作業所平屋建て1棟と露天駐車場用地として許可を得ていましたが、事業量の増大から屋内作業スペースを確保する必要があり、貸作業所2階建て1棟に変更するものです。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。

昭和46年4月30日付けで住宅平屋建1棟の転用許可を受けていましたが、仕事の都合から他の場所で自己住宅を建築したため、工事が未実施のまま今日に至っており、この度、他の者から住宅建築の要望があり、承継を伴う事業計画変更申請するものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権3番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号については承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して原田委員、小山委員より順次説明をお願いします。

原田委員 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。

なお、所有権2番・5番・6番・7番及び賃借権1番並びに所有権と賃借権で敷地を一体利用する2番・4番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

それでは、別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1 番の申請地は、高松市立木太小学校北 100 メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第 3 種農地に区分され、高松市道に面し交通の利便性が良く、周辺は学校・医療施設・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2 番の申請地は、高松市立古高松南小学校南東 500 メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道室町・新田線に近く主要地方道塩江・屋島西線にも面し交通の利便性が良く、周辺は学校・医療施設・商業施設が整った住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 96.10 平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知 4 番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3 番の申請地は、高松市立古高松南小学校南 1 キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に近く高松市道にも面し交通の利便性が良く、沿線には商業施設が充実し分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4 番の申請地は、高松市立川添小学校北 700 メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、沿線には商業施設が充実し北側・南側の住宅団地に接し住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道等が 138.47 平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5 番の申請地は、サンメッセ香川南 400 メートルに在り、社会福祉事業を営む転用者が待機児童解消の要望に応えるため保育所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳・三谷・高松線に近く市道にも面し交通の利便性が良く、200 メートルほど北側一体は都市計画用途地域で宅地化が進んでおり入所需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、本市の補助金交付が決定され、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、後ほど説明します 5 条特別議案賃借権 2 番と関連し一体利用するもので、総合計面積は 4,672 平方メートルです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、6 番からは小山委員が説明します。

小山委員 2 ページを御覧ください。

6 番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校南西 900 メートルに在り、自社所有の倉庫を持たない運送業等を営む転用者が、事業拡大により借りている倉庫が手狭になったため、新たに倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾川・国分寺線に近く交通の利便性が良く、既存のトラック駐車場の対面にあり商品運送及び仕分け作業に適していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用水路等が、358.30 平方メートル有ります。農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 5 番、6 番に関連しています。

なお、後ほど説明します 5 条特別議案賃借権 4 番と関連し一体利用するもので、総合計面積は 9,442 平方メートルです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

7 番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校西 900 メートルに在り、運送業を営む転用者が、事業拡大により現在、賃借している事務所及び駐車場が手狭になり、本社移転のため新たな事務所・倉庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道綾川・国分寺線に面し交通の利便性が良く商品運送に適していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する併用水路等が、269.94 平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3 ページを御覧ください。

8 番の申請地は、高松市立十河小学校北 1 キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

9 番の申請地は、高松市立東植田小学校北東 1.9 キロメートルに在り、土木工事業を営む転用者が、業務拡大により既存の資材置場及び駐車場が手狭になり、新たに露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、平成 10 年 3 月 21 日に土地改良法による換地処分の行われた農地で、第 1 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に面し、県道を挟み北側に本社事務所があり事業効率及び交通の利便性が良く、5 戸以上の家屋の敷地が概ね 50 メートル以内の距離で連たん集合している区域内に在り、第 1 種農地の不許可の例外、「申請に係る土地の周辺の地域において業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

次に、賃借権の案件であります。

4 ページを御覧ください。

1 番の申請地は、高松市立香川第一中学校北 2 キロメートルに在り、医薬品等販売業を営む転用者が、ドラッグストアの店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道三谷・香川線及び県道高松・香川線の交差点に位置し交通の利便性が良く、近隣に大型小売店舗があり相乗効果により集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知 1 番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番は、先ほど説明しました特別議案所有権5番と関連しており、地権者の希望により賃借権を設定し、社会福祉事業を営む転用者が、総面積4,672平方メートルの保育所用地として一体的に転用申請するものです。所有権5番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、サンメッセ香川南300メートルに在り、建設業を営む転用者が、事業拡大のため本社敷地が手狭となり、新たな本社事務所・倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松中央インターチェンジに近く、主要地方道中徳・三谷・高松線に面し交通の利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番は、先ほど説明しました特別議案所有権6番と関連しており、地権者の希望により賃借権を設定し、運送業等を営む転用者が、総面積9,442平方メートルの倉庫用地として一体的に転用申請するものです。所有権6番と同様、立地基準、一般基準ともに適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権9件、賃借権4件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については、許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、ま

ず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書 10 ページを御覧ください。

1 番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、相続前に造成されていたため、着工時期は不明ですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2 番の転用者は、隣接にて自動車運送業を営んでおり、事業拡大から駐車場が不足し、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が2,063平方メートル有ります。農地法第18条第6項の規定による通知1番に関連しています。

3 番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

4 番は、枝番号1・2に分けていますが、4番の1は宅地分譲用地、4番の2は宅地分譲用地への進入路として使う道路の拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

5 番の転用者は、建売分譲を営む建設事業者で、申請地周辺で多数の工事現場を持っており資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟み用途地域に隣接し、周辺は宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

11 ページを御覧ください。

11番は、宅地の測量をしたところ、隣接の申請地に入り込んでいることが判明したことから、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和46年11月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が102.88平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

12番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14 番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15 番の転用者は、個人で飲食店を経営しており、賃借している駐車場を解約することから、新たに送迎用バス待機場を兼ねる露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、店舗に隣接して転用することから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 20.06 平方メートル有ります。

12 ページを御覧ください。

18 番の転用者は、不動産業を営んでおり、申請地周辺は宅地化が進み駐車場の需要が見込まれ、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、予定区画の過半の利用申込みがあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

19 番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、妻の勤務している職場に近く保育所への送り迎えも便利で、周辺は学校・病院、大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 13.54 平方メートル有ります。

20 番の転用者は、土木建築の設計施工業を営んでおり、営業車両・通勤車両の駐車場が不足していることから、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が 7,116.10 平方メートル有ります。

21 番の転用者は、不動産業を営んでおり、事業用の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道太田上町・志度線及び主要地方道塩江・屋島西線並びに琴電長尾線高田駅に近く、周辺は宅地化の進んだ地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23 番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、学校・大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24 番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、学校・大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

26 番の転用者は、墓地を挟んだ場所で犬のトリミング及びペットホテルを経営しており、ホテルを利用している犬のための運動場・来客用駐車場及び水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、店舗に近接して利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13 ページを御覧ください。

27 番の転用者は、隣接地で保育所を運営しており、園児の増加から駐車場が不足しており、露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、保育所に隣接して利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 3,113 平方メートル有ります。

28 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、学校・大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

29 番は、家財が増え物置を建築するため非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 185.67 平方メートル有ります。

30 番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、香川インテリジェントパークに近く入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

32 番も、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道を挟みイ香川インテリジェントパークに隣接し、周辺には大学・病院等有り入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は、分譲住宅で宅地化され今後も需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

34 番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、学校・大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

35番の転用者は、建築業を営んでおり、事業拡大から駐車場や資材置場が手狭となったことから、露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現施設の拡張であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が363平方メートル有ります。排水管理設の関係から農地法第3条第1項の規定による許可申請地役権1番に関連しております。

14ページを御覧ください。

36番の転用者は、個人で古民家再生等リフォーム業を営んでいますが、高松市内での受注が増え資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、国道193号線及び主要地方道三木・国分寺線に近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

37番は、既存の自己住宅が県道改修事業地として、今後買収予定となっていることから、新たに非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は現住宅から近距離にあり自治会等生活環境も変わらないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

38番は、農業用機材及び自己所有車両の増加から、農家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、既存施設の拡張であり、現宅地面積の2分の1未満であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、土地改良事業施行区域の縁辺部にあつて、集团的農地を蚕食・分断することなく、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者

の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 494.13 平方メートル有ります。

39 番の転用者は、土木建設業を営んでおり、事業が順調に伸び、資材置場が不足していることから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、事業現場の多い地区内での選定で、市道の交差点にあり利用し易やすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

40 番の転用者は、隣接地に分譲住宅 20 戸を開発していますが、開発地内にごみ置き場スペースが取れなかったことから、新たにごみ置き場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、開発中の分譲住宅用地に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

41 番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用者が開発した分譲地に隣接し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

42 番の転用者は、土木建設業を営んでおり、重機の保有が増え保管場所が不足していることから、露天資材・重機置場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、現施設を拡張することから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が 5,411 平方メートル有ります。

43 番の転用者は、大分県で不動産業を営んでいますが、高松市内に営業所を設け、新たに分譲事業を始めるため、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 2 種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、小学校・高松市出張所にも近く、周辺は分譲住宅で宅地化され今後も需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

44 番の転用者は、再生可能エネルギー事業を営む合同会社で、事業拡大から太陽光発電資材等の保管場所が手狭となったことから、露天資材置場用地として転用申請するもの

です。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所から500メートルと近く利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

45番は、父所有の農地を譲り受け分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く農作業の手伝いがし易く、子供の面倒も見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

46番の転用者は、個人で造園・土木工事業を営んでおり、事業用の資材及び製品置場が手狭になっていることから、資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準では、第2種農地に区分されますが、事業所に近接し市道に面し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成16年8月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

16ページを御覧ください。

49番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、学校・大型量販店等が整った宅地化の進んだ地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

51番の転用者は、水道施設工事業を営んでおり、事業量が増え車両の増加から新たな車両置場が必要となり、車庫・露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、作業場に隣接し利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用地として用途廃止をする水路が25.13平方メートル有ります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

17ページを御覧ください。

1番の転用者は、東京都にて小規模保育所を多数経営しており、本市に進出して保育所

用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、自動車整備・販売業を営んでおり、駐車場が手狭になったことから、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、賃貸住宅を経営しており、新たな共同住宅を建築するため代表者が所有している農地を借り受け、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、全国で多数のコンビニエンスストアを経営しており、新たに出店するため、店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18 ページを御覧ください。

8番の転用者は、土木工事業を営んでおり、高松市上下水道局発注の排水管布設工事を施工するに当たり、露天資材置場及び仮設事務所用地として平成29年3月21日から同年7月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道の交差点付近に在り工事現場に近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

19 ページを御覧ください。

1番の転用者は、個人でインテリアコーディネート業を営んでおり、事務所を賃借していますが、駐車場や、商品の保管場所も狭いことから、母所有の農地を借り受けて事務所・

道路・水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住所地に近接し、主要地方道三木・国分寺線に近く集客も見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、共稼ぎの夫婦にとって子供の面倒を見てもらえることができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、父所有の農地を借り受けて分家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、既存の施設の拡張であり、現宅地面積の2分の1未満であることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が232.47平方メートル有ります。

4番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し祖父・両親の面倒も見易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し農作業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、高齢の両親の面倒も見られ農作業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係

者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、高齢の両親の面倒も見られ農作業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。排水管理設のため、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番に関連しています。

8番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、幼稚園に入園する子供の面倒も見てもらえ農作業の手伝いもし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、長女所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、祖父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、共稼ぎのため子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近接し、農作業の手伝いがし易く共稼ぎのため子供の面倒を見てもらえることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20ページを御覧ください。

12番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く老後の生活の面倒も見ることができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が 40.50 平方メートル有ります。

13 番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第 3 種農地に区分され、実家に隣接し、農作業の手伝いがし易く老後の生活の面倒も見るができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成 23 年 8 月ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案、所有権 43 件、賃借権 5 件、使用貸借 13 件、計 61 件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の一般議案については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申し上げます。

議案書 21 ページを御覧ください。

1 番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

なお、下限面積については、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 1 番が同時に申請されており要件を満たします。

審査基準のうち、全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2 番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2 番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

3番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

4番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

なお、下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に申請されており要件を満たします。

5番は、申請地の近隣にある親族所有農地で農作業の手伝いを行っており、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

なお、下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借4、5番が同時に申請されており要件を満たします。

6番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

なお、下限面積要件等審査基準については、市外農地を耕作しており関係農業委員会からの精農審査表、耕作証明書が添付され要件を満たします。

7番は、農業後継者である孫夫婦へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知6、7番に関連しています。

8番は、譲渡人が高齢のため経営を縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

9番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は果樹を栽培するものです。

10番も、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

22ページを御覧ください。

11番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は所有農地と一体利用して水稻を作付けするものです。

12番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

13番は、譲渡人が農業を廃止することから、隣接する母親所有の農地で農作業を手伝っている新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

なお、下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借6番が同時に申請されており要件を満たします。

14番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は花木を栽培するものです。

15番も、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

16 番も、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

17 番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

次に、賃借権について御説明申しあげます。

23ページを御覧ください。

1 番は、経営規模の拡大を希望する借人が 10 年間借り受けて野菜を栽培するものです。

次に、使用貸借について御説明申しあげます。

24ページを御覧ください。

1 番は、新規営農を希望する借人が 3 年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 1 番に関連しています。

2 番は、隣接農地を住宅用地に転用するのに伴い、申請地に排水管を埋設するため使用貸借により 20 年間借り受けるものです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請使用貸借 7 番に関連しています。

3 番は、経営規模の拡大を規模する借人が 3 年間借り受けて野菜を栽培するものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 4 番に関連しています。

4 番と 5 番は、新規営農を希望する借人が 3 年間借り受けて果樹を栽培するものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 5 番に関連しています。

6 番も、新規営農を希望する借人が 3 年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 13 番に関連しています。

最後に、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請のうち、地役権について御説明申しあげます。

25ページを御覧ください。

1 番は、隣接する農地を露天駐車場・資材置場へ転用する事業者が、排水管理設地に 30 年間の地役権を設定するものです。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請所有権 35 番に関連しています。

以上、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請所有権 17 件、賃借権 1 件、使用貸借 6 件、地役権 1 件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第 10 号 競売買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第10号 競売買受適格証明願について御説明申し上げます。

議案書26ページを御覧ください。

1番は、耕作目的で高松地方裁判所の競売に入札するため平成29年3月1日に申請されたものです。物件目録が異なっているため、枝番号1から3に分けています。

農地法第3条第1項の許可に係る審査基準に基づき審査した結果、問題は有りませんでした。申請者は農地所有適格法人であり、法人形態要件・事業要件・議決権要件・役員要件は全て満たしています。

以上、議案第10号 競売買受適格証明願について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、適格証明相当の御判断をいただきました場合は、今後の事務処理の迅速化を図るため、適格証明書の交付を受けた者が最高価買受人又は次順位買受人となって農地法第3条第1項の許可申請が提出され、その許可が急がれるときは、農地部会開催日の関係上、当該競売買受適格証明書の交付時と事情が異なっている場合を除き、農地部会長専決により許可をしても良い旨の御議決も併せて御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号について証明すること。また、この後、農地法第3条第1項の許可が次回開催の農地部会開催前に必要で、適格証明時と事情に変更の無い場合には、農地部会長専決処分により許可をしても良い旨の議決を併せて行うことに御異議有りませんか。（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については証明すること。また、その後に農地法第3条第1項の許可申請が提出され、状況により必要な場合は、農地部会長専決処分により許可することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農地改良に係る届出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲井主任主事 議案第11号 農地改良に係る届出について御説明申し上げます。

議案書27ページを御覧ください。

改良対象の農地面積が1,000平方メートル以上で、工事施工予定期間が1ヶ月と設定され、6ヶ月以内であることから、事務処理要領の農地改良に係る事務に該当するもので、計画内容として、2段の農地を1段の農地に改良するため、下段北側法面に高さ0.8メートル、東側法面に高さ1.6メートルのコンクリート畦畔を設置し、良質花崗土で下段に0.3メートル盛土を行い、圃場の高低差をなくし、水稻栽培の作業効率の向上を図るものです。

以上、議案第11号 農地改良に係る届出について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第11号については届出のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」の声有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第 11 号は届出のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書28ページを御覧ください。

証明願がありました件について現地調査を実施した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人も適格要件を満たしています。

以上、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については証明することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

森主査 議案第13号 農地の地目認定について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

地籍調査は、国土調査法に基づき、本市が事業を実施しております。

資料1ページを御覧ください。

平成29年2月8日付けで高松市長から庵治町における農地の地目認定について照会がありました。同月22日に庵治町農業委員、事務局職員と地籍調査室担当職員で現地を確認いたしました。確認結果については、2ページから9ページまでの農業委員会意見欄に案として記載しております。

2ページを御覧ください。

2番は地目が田であります、現況が山林ということで農地以外の土地として回答したいと考えております。

次に、4ページを御覧ください。

25番は一部が宅地に合筆され、残地は地目が畑で現況も畑であるので農地として回答したいと思います。以下同様に現況に合わせて回答する予定であります。資料の表紙に回答の概要をまとめておりますので御覧ください。

農地変更調書の右部分の地籍調査後の土地の表示78件のうち、農地の件数が11件、農地以外が67件であります。なお、農地以外の土地については、現況及び利用状況から判断し、地区農業委員と協議した結果、原状回復命令はしないということで回答したいと考えておりますので、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第14号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

平成29年3月6日付けで、高松市長から高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページの総括表、番号1から御覧ください。1ページ中段の箱書きの中に2月受付分の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に、合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が5件、合計面積で1,845平方メートルでございます。

次に、農用地区域への編入について御説明いたします。2ページを御覧ください。今後周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと編入するものです。3件で、面積が3,832平方メートルです。

最後に、用途区分の変更について御説明いたします。3ページを御覧ください。農業用作業所を建築するため農地から農業用施設用地へ用途区分の変更をするものです。1件で、面積が699平方メートルです。

以上、議案14号について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第14号については、異議のない旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第15号 農用地利用集積計画の決定について御説明申しあげます。
資料3を御覧ください。

平成29年3月7日付けで高松市長から農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求められております。

本年1月から2月にかけて第1地区から第7地区で開催されました農業相談会において申し出がありました利用権設定に係るもので、3月31日公告予定のものです。

資料3の2枚目の裏面を御覧ください。

今回の利用権設定の筆数等を集計表にしたものです。今回は、合計筆数が988筆、合計面積が1,026,418.42平方メートル、件数は369件となっております。

3枚目の表面と裏面はその内訳となっており、表面が利用権設定等促進事業を、裏面は農地中間管理事業を集計したものです。

利用権設定等促進事業につきましては、合計筆数が738筆、合計面積が779,867.95平方メートル、件数は296件となっております。

農地中間管理事業につきましては、合計筆数が250筆、合計面積が246,550.47平方メートル、件数は73件となっており、今回の農用地利用集積面積の約4分の1を占めております。

次の1ページからは、利用権設定の各筆明細となっております。

1ページの100番から56ページの741番までが利用権設定等促進事業による貸借で、56ページの800番から73ページの873番までが公益財団法人香川県農地機構の農地中間管理事業を活用した貸借です。

以上の計画内容は、高松市農業経営基盤強化促進基本構想の規定による全部効率利用要件、農作業常時従事要件等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、農用地利用集積計画の決定について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第15号 農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第15号については原案のとおり決定することにいたしました。

次に、議案第16号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

大井農政課長補佐 議案第16号 農業経営改善計画の認定に係る意見について御説明申しあげます。

資料4を御覧ください。

平成29年2月20日付けで高松市長から農業経営改善計画の認定に係る意見について、高松市農業経営改善計画認定要綱第5条第4項及び同条第6項の規定に基づく農業委員会の意見を求められております。

内容につきましては、農林水産課担当者から御説明いたします。

農林水産課寺川主査 それでは、議案第16号について御説明申しあげます。

農業経営基盤強化促進法に基づきます農業経営改善計画の認定につきまして、去る2月14日に開催されました高松市地域農業再生協議会担い手部会におきまして審議され承認されましたので、高松市農業経営改善計画認定要綱に基づきまして農業委員会の意見を求めるものです。

資料の2枚目を御覧ください。

農業経営改善計画認定申請者一覧のとおり、再認定17名、新規認定6名、また、終期を迎えたものの経営規模の縮小等により再認定を受けなかった方が6名、法人経営移行等での認定取消が3名となっています。

続いて、各申請者の申請概要を御説明しますが、再認定の方については営農類型の御説明のみとさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

1 番の申請者の営農類型は、水稻、麦と露地野菜に加え作業受託です。

2 番の申請者の営農類型は、葉タバコ、水稻、麦とブロッコリーです。

3 番の申請者の営農類型は、露地野菜、施設野菜です。

2 ページを御覧ください。

4 番の申請者の営農類型は、施設キュウリと水稻、麦です。

5 番の申請者の営農類型は、施設野菜、露地野菜と水稻です。

6 番の申請者の営農類型は、水稻、麦に加え作業受託です。

3 ページを御覧ください。

7 番の申請者の営農類型は、水稻、麦と露地野菜に加え作業受託です。

8 番の申請者の営農類型は、施設イチゴと水稻です。

9 番の申請者の営農類型は、露地野菜と水稻です。

4 ページを御覧ください。

10 番の申請者の営農類型は、施設野菜、露地野菜と水稻です。

11 番の申請者の営農類型は、採種タマネギと水稻です。

12 番の申請者の営農類型は、果樹類、露地野菜と水稻に加え作業受託です。

5 ページを御覧ください。

13 番の申請者の営農類型は、施設野菜、露地野菜と水稻です。

14 番の申請者の営農類型は、果樹のブドウです。

15 番の申請者の営農類型は、水稻と露地野菜です。

6 ページを御覧ください。

16番の申請者の営農類型は、ブロッコリー、オクラ、菜花の露地野菜と水稻です。

17番の申請者の営農類型は、施設野菜、露地野菜です。

続きまして、新規認定の方について御説明いたします。

18番の申請者の営農類型は、盆栽です。概要は、松柏盆栽の生産量を増やし、インターネット販売主体の農業経営を継続するとともに、輸出の拡大を図り所得増を目指すというものです。

7 ページを御覧ください。

19番の申請者の営農類型は、露地・施設野菜と水稻です。概要は、近隣農地の借地及び雇用労力の確保により、ブロッコリーを中心に通年で出荷できる作付体系の確立を図るというものです。

20番の申請者の営農類型は、露地・施設野菜と果樹です。概要は、新規作物として白ネギを導入し、施設アスパラガスの収量向上にも取り組み、所得増を目指すというものです。

21番の申請者の営農類型は、露地・施設野菜と水稻です。概要は、法人経営に変更することで、経営規模の拡大を図り所得増を目指すというものです。

8 ページを御覧ください。

22番の申請者の営農類型は、酪農です。概要は、法人経営に変更することで、経営規模の拡大を図り所得増を目指すというものです。

23番の申請者の営農類型は、芝と産直野菜です。概要は、芝生産管理の経験を活かし、スポーツ施設の需要に応じた生産・販売を図り経営の安定を目指すというものです。

以上で農業経営改善計画の認定についての御説明を終わります。御審議をよろしく願います。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第16号 農業経営改善計画の認定に係る意見については、異議の無い旨回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第16号は異議の無い旨回答することを決定いたしました。

次に、報告1 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 それでは、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料5の表紙を御覧ください。

平成29年2月8日から同年3月6日までのものであります。

まず、許可件数ですが、1月以前の農地部会議決分として4条が1件、5条が19件、2月農地部会議決分として4条が16件、5条が26件、合計で4条が17件、5条が45件です。

許可保留件数については、1月以前の農地部会議決分として4条は無く、5条が1件、2月農地部会議決分として4条は無く、5条が12件、合計で4条は無く、5条が13件です。

取下については、4条及び5条ともに有りませんでした。

次に、許可保留内容について御説明申しあげます。

2ページを御覧ください。

5条関係の8月農地部会議決分といたしまして、26番が開発許可未了により許可保留になっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で2月農地部会議決分といたしまして、5番・6番・8番・9番・14番が開発許可未了により許可保留になっております。16番・17番の1及び次のページの17番の2が、開発許可及び直近造成事業未了により許可保留となっております。同じく5条関係の賃借権2番が開発許可及び直近造成事業未了により許可保留となっております。さらに、3番・4番が開発許可未了により許可保留になっております。さらに、使用貸借の3番が道路工事承認未了により許可保留になっております。

以上で報告1の御説明を終わります。

議長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、続いて報告2「これからの香川の米を考える」研修会について、事務局の報告及び説明を求めます。

大井農政課長補佐 それでは、報告2「これからの香川の米を考える」研修会について御報告申しあげます。資料6を御覧ください。

平成29年2月23日付で香川県農業再生協議会から「これからの香川の米を考える」研修会について案内がありました。開催日時は、平成29年3月24日（金）14:00～16:45、開催場所は、丸亀市綾歌町のアイレックスです。開催要領は裏面のとおりです。参加希望の方は3月15日（水）までに農業委員会事務局まで御連絡をお願いします。

以上で報告2の御説明を終わります。

議長 ただ今の報告及び説明に対して御質問、御意見はありますか。——御発言が無いようでありますので、本日の議事は全て終了いたしました。

これで平成28年度第12回高松市農業委員会農地部会を閉会いたします。

午後4時21分 閉会

会 長

議事録署名委員

部 会 長

委 員

委 員